

# 甲賀市農業委員会臨時総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月21日（火） 午前10時20分から午前11時45分

2. 開催場所 甲賀市あいこうか市民ホール 展示室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

| 役職名          | 議席番号 | 氏 名    | 役職名 | 議席番号 | 氏 名   |
|--------------|------|--------|-----|------|-------|
| 会長           | 19   | 福野 憲二  | 委員  | 9    | 山村 良司 |
| 副会長(会長職務代理者) | 18   | 中本 芳美  | 委員  | 10   | 鍋家 善幸 |
| 委員           | 1    | 田嶋 伸行  | 委員  | 11   | 船草 真美 |
| 委員           | 2    | 勝井 麻有美 | 委員  | 12   | 藤井 利徳 |
| 委員           | 3    | 緩利 哲治  | 委員  | 13   | 福永 克哉 |
| 委員           | 4    | 曾我 秀美  | 委員  | 14   | 柚口 和久 |
| 委員           | 5    | 山崎 容子  | 委員  | 15   | 植田 浩士 |
| 委員           | 6    | 辻本 和美  | 委員  | 16   | 今井 利一 |
| 委員           | 7    | 森地 良彦  | 委員  | 17   | 奥村 淳子 |
| 委員           | 8    | 奥島 啓司  |     |      |       |

5. 欠席委員 無

6. 議 長 議席19番 福野 憲二 会長

7. 議事録署名委員 緩利 哲治 委員  
辻本 和美 委員

## 8. 臨時総会

### 1) 開会

### 2) 仮議長の選出について

### 3) 仮議席の指定について

### 4) 議事録署名委員の指名

### 5) 案件

案件第1号 会長の選出について

案件第2号 副会長の選出について

案件第3号 委員の議席の決定について

案件第4号 委員の区域担当の選任について

案件第5号 委員の役員の選任について

案件第6号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について

案件第7号 滋賀県農業会議普通会员の指名について

### 6) 議事

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

### 7) 事務局報告事項

### 8) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

事務局長 西田 哲之

局長補佐 西田 輝彰

係長 澤田 均

主査 山元 智恵子

会計年度任用職員 佐々木 美千代

## 10. 会議の概要

- 事務局長            甲賀市農業委員会臨時総会を開会いたします。
- 甲賀市農業委員会総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員はございません。また、遅参、早退の届出はございません。よって、只今の出席委員は19名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言します。
- 本日は最初の総会となりますので、ここで自己紹介をお願いしたいと思います。
- 座席番号1番の委員から順に、自席でご起立いただき、座席番号とお名前をお伝えいただき、自己紹介をお願いいたします。なお、「農業委員 自己紹介用資料」を配布していますので、ご参照ください。
- 各 委 員            **【自己紹介】**
- 事務局長            続きまして、農業委員会事務局職員の紹介をさせていただきます。
- 私は、農業委員会事務局長の西田です。よろしくお願いします。
- 事務局員            農業委員会事務局長補佐の西田です。よろしくお願いします。
- 農業委員会係長の澤田です。よろしくお願いします。
- 主査の山元です。よろしくお願いします。
- 会計年度任用職員の佐々木です。よろしくお願いします。
- なお、この場にはいませんが、農業委員会係長の菊地及び会計年度任用職員の八田の7名体制となります。
- 農業委員・推進委員の活動を支援し、円滑な事務運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
- 以上、職員の紹介とさせていただきます。
- 事務局長            それでは、議事に入ります。
1. 「仮議長の選出について」を行います。
- 議長となる会長が決定しておりませんので、仮議長を選出し、運営をお願いしたいと存じます。
- ここで、仮議長の選出方法についてお諮りいたします。どの様にさせていただいたらよろしいでしょうか。
- 委      員            **【事務局一任】**
- 事務局長            ただ今、「事務局一任」とのご発言をいただきました。
- それでは、最初に応募いただきました山崎容子委員に臨時議長の職務をお願いすることとしたいと思います。仮議長に指名させていただくこととして、よろしいでしょうか。
- 委      員            **【異議なし】**

事務局長           ありがとうございます。  
それでは、座席番号1番山崎容子委員を仮議長に指名させていただきます。  
山崎委員は議長席へお願いします。

【山崎委員 議長席へ】

事務局長           ここで仮議長との打ち合わせのため、少し時間をいただきます。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

【打ち合わせ】

事務局長           会議を再開いたします。  
仮議長の山崎委員、よろしくお願いいたします。

仮 議 長           仮議長の山崎です。  
議事がスムーズに進みますよう、皆様のご協力をお願いします。  
それでは、2.「仮議席の指定」を行います。  
なお、まだ議席番号が決定しておりませんので、座席番号を仮議席として、会議を進めさせていただきます。  
次に、3.「議事録署名委員の指名」を行います。  
総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名いたします。  
仮議席番号18番緩利哲治委員と仮議席番号19番辻本和美委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

仮 議 長           それでは、案件第1号「会長の選出について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局           農業委員会等に関する法律第5条第1項で、「農業委員会に会長を置く。」と規定され、同条第2項で「会長は委員が互選した者をもって充てる。」と規定されております。

また、互選の方法は、甲賀市農業委員会選挙事務取扱規程で、「会長の選出については委員の互選、または委員に異議がないときは、指名推薦によることができる。」と規定されております。以上、説明いたします。

仮 議 長           ただ今、事務局の説明がありました、会長の選出方法について、お諮りいたします。どのような方法がよろしいか。

委     員           【選挙】

仮 議 長           ただ今、「選挙」とのご意見がございましたが、他にご意見はございませんか。

委     員           【異議なし】

仮 議 長       ただ今、「異議なし」というお声をいただきましたので、選挙により会長を選出することに決定いたします。なお、委員全員を対象としての投票と考えますが、ご異議ございませんか。

委     員       【異議なし】

仮 議 長       「異議なし」と認め、委員全員を対象に投票を行います。  
次に、事務局に得票数に関する説明を求めます。

事 務 局       令和7年8月8日に開催されました第25回農業委員会総会における、制度検討委員会からの報告において、選挙を行うにあたっては、「1回目の選挙で、得票数が過半数に達しない場合は、第1得票数と第2得票数の者で、再選挙し、過半数の得票者が当選するよう運用する。」と方向づけをいただきました。

仮 議 長       事務局から説明がありましたが、この方法によることとしてよろしいか。

委     員       【異議なし】

仮 議 長       「異議なし」と認め、この方法によることといたします。  
それでは、甲賀市農業委員会選挙事務取扱規程第3条の規定により、投票及び開票の立会人2名を指名します。  
仮議席16番森地良彦委員と仮議席17番柚口和久委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

仮 議 長       事務局に投票箱を設置させます。

【投票箱の設置】

仮 議 長       それでは、投票の手順について、事務局の説明を求めます。

事 務 局       空虚の確認を行います。

委     員       【空虚の確認】

事 務 局       投票の手順について、ご説明いたします。  
事前に送付させていただきました、「農業委員 自己紹介用資料」をご参照いただき、事務局が配布する投票用紙を受け取り、記載台で会長とすべき委員の名前を、ご記入ください。  
投票を終えられた立会人は、所定の位置での立会としてください。  
以降、事務局の指示に従い、順次、投票願います。  
開票は、立会人2名と事務局で行います。以上、説明といたします。

仮 議 長       それでは、会長の投票を行います。  
はじめに立会人2名の投票をお願いします。

まず、仮議席１６番森地良彦委員、続いて仮議席１７番柚口和久委員。  
投票を終えられた立会人は、立会人席で投票確認をお願いします。

立 会 人           【投票後 立会人席】

委      員           【仮議席１番から順に投票】

仮 議 長           皆さん投票はお済みでしょうか。まだの方はおられませんか。  
それでは、投票箱を閉鎖します。以降の投票は認めません。

                  【投票箱封鎖】

これより開票を行います。しばらくお待ちください。

事 務 局           【開票】

仮 議 長           開票の結果が出ましたので、事務局より報告させます。

事 務 局           開票結果を報告します。  
投票総数１９票、有効投票数１９票、無効投票数０票。  
福野委員１８票、鍋家委員１票。  
以上、結果報告といたします。

仮 議 長           立会人は自席へお戻りください。

仮 議 長           選挙の結果、会長には福野委員が当選されました。  
福野委員、よろしくお願いいたします。  
これをもちまして、仮議長の職を解かせていただき、以降、会長に議長をお願い  
いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局長           山崎委員、仮議長をお務めいただきありがとうございました。  
会長となりました福野委員は、議長席へお願いします。

事務局長           それでは、福野委員から会長就任のご挨拶をお願いします。

会      長           【会長就任の挨拶】

事務局長           ありがとうございました。  
甲賀市農業委員会総会会議規則第７条第１項の規定により、会長に議事の進行を  
お願いいたしますが、会長との打ち合わせのため、少し時間をいただきます。委員  
の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

                  【打ち合わせ】

- 議 長 会議を再開いたします。  
案件第2号「副会長の選出について」を議案といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 農業委員会等に関する法律第5条第5項で、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定され、甲賀市農業委員会規程第3条の規定で「副会長を置く。」と規定されております。  
また、互選の方法は、甲賀市農業委員会選挙事務取扱規程で、「副会長の選出については委員の互選、または委員に異議がないときは、指名推薦によることができる。」と規定されております。以上、説明といたします。
- 議 長 ただ今、事務局の説明がありましたが、副会長の選出方法について、お諮りいたします。どのような方法がよろしいか。
- 委 員 【選挙】
- 議 長 ただ今、「選挙」とのご意見がございました。他にご意見はございませんか。
- 委 員 【異議なし】
- 議 長 ただ今、「異議なし」というお声をいただきましたので、選挙により副会長を選出することに決定いたします。会長を除く委員18名を対象として、投票を行いたいと考えますが、ご異議ございませんか。
- 委 員 【異議なし】
- 議 長 「異議なし」と認め、会長を除く委員18名を対象に投票を行います。  
甲賀市農業委員会選挙事務取扱規程第3条の規定により、投票及び開票の立会人2名を指名します。  
仮議席14番植田浩士委員と仮議席15番鍋家善幸委員を指名いたします。よろしくをお願いします。  
それでは投票の手順について、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 投票の手順について、ご説明いたします。  
会長の投票手順と同様に投票用紙を受け取り、記載台で副会長とすべき委員の名前を記入してください。注意事項ならびに投開票の方法は、会長の選挙と同様となります。以上、説明といたします。
- 議 長 それでは、立会人及び全委員に投票箱の空虚確認をお願いします。
- 委 員 【空虚の確認】

議長 それでは、副会長の投票を行います。  
はじめに立会人2名の投票をお願いします。  
まず、仮議席14番植田浩士委員、続いて仮議席15番鍋家善幸委員、お願いします。

投票を終えられた立会人は、立会人席で投票確認をお願いします。

立会人 【投票後 立会人席】

委員 【仮議席1番から順に投票】

議長 皆さん投票はお済みでしょうか。まだの方はおられませんか。  
それでは、投票箱を閉鎖します。以降の投票は認めません。

【投票箱封鎖】

これより開票を行います。しばらくお待ちください。

事務局 【開票】

議長 開票の結果が出ましたので、事務局より報告させます。

事務局 開票結果を報告します。  
投票総数19票、有効投票数19票、無効投票数0票。  
中本委員18票、緩利委員1票。以上、報告といたします。

議長 立会人は自席へお戻りください。

議長 選挙の結果、副会長には中本委員が互選されました。  
中本委員、よろしく願いいたします。  
中本委員は前の席へお願いします。

事務局長 それでは、中本委員から副会長就任のご挨拶をお願いします。

副会長 【副会長就任の挨拶】

議長 ありがとうございました。

議長 続いて、案件第3号「委員の議席の決定について」を議案といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議席については、甲賀市農業委員会総会会議規則第9条第1項で「委員の議席は、任命後最初の総会において、クジにより定める。」と規定されております。  
なお、会長及び副会長の議席については、総会における議長席等の関係で、慣例により、副会長を議席18番、会長を議席19番となります。以上、説明といたし



ます。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。なお、ご質問される委員は、仮議席番号とお名前をお願いいたします。

委員 　【異議なし】

議長 　それでは、事務局の提案どおり、議席のクジを行います。クジの手順について、事務局の説明を求めます。

事務局 　クジの手順について、ご説明いたします。  
クジは2回行います。1回目はクジを引く順番を決めるクジで、事務局が座席順に回りますので、クジを引いてください。2回目は、1回目のクジの順番に前へお越しいただき、議席番号となるクジを引いていただきます。以上、説明いたします。

議長 　それでは、クジを行います。

委員 　【番号クジ】

議長 　議席番号が決定しましたので、事務局より報告させます。

事務局 　議席番号を報告します。  
議席番号1番 田嶋伸之委員、議席番号2番 勝井麻有美委員、議席番号3番 緩利哲治委員、議席番号4番 曾我秀美委員、議席番号5番 山崎容子委員、議席番号6番 辻本和美委員、議席番号7番 森地良彦委員、議席番号8番 奥島啓司委員、議席番号9番 山村良司委員、議席番号10番 鍋家善幸委員、議席番号11番 船草真美委員、議席番号12番 藤井利徳委員、議席番号13番 福永克哉委員、議席番号14番 柚口和久委員、議席番号15番 植田浩士委員、議席番号16番 今井利一委員、議席番号17番 奥村淳子委員、議席番号18番 中本芳美委員、議席番号19番 福野憲二委員。以上でございます。

議長 　次回の総会から、議席番号とお名前を示す席札を置きますので、指定の場所への着席をお願いします。

議長 　続きまして、案件第4号「委員の区域担当の選任について」を議案といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　案件第4号「委員の区域担当の選任について」説明いたします。  
農地利用最適化推進委員は、甲賀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則により担当区域が定められております。農業委員につきましても、今まで同様に活動いただく担当区域をご決定いただきたいと思います。具体的な活動例としては、担当区域内の農地に係る農地法の申請案件について、推進委員および

農業委員の意見書を付していただくための現地確認や同案件について総会で審議案件ごとに説明をいただくこととなります。

資料1「農業委員・農地利用最適化推進委員担当区域」をご参照ください。担当区域、農地利用最適化推進委員の名簿、右の欄が農業委員の担当欄となります。中立委員の船草委員を除き、改選前の各地域における農業委員数および改選後に各地域に在住している農業委員数は、水口地域：改選前5名、改選後5名、土山地域：改選前4名、改選後4名、甲賀地域：改選前3名、改選後3名、甲南地域：改選前3名、改選後3名、信楽地域：改選前3名、改選後3名となりましたので、各町域の在住地の中で担当区域を決定いただきたいと思いますと考えております。また、資料2「農業委員・農地利用最適化推進委員担当区域地図一覧」をご参照ください。

議 長            それでは、部屋に各区域名の紙を貼っていますので、その周囲で協議をお願いします。担当区域が決まりましたら事務局へ報告をお願いします。

委 員            【地域ごとに協議】

議 長            それでは、委員の区域担当について、協議結果を事務局に報告させます。

事 務 局            【報告】

議 長            今、事務局から報告のあったとおり委員の担当区域を決定することとしてよろしいか。

委 員            【異議なし】

議 長            ただ今、「異議なし」の声をいただきましたので、以上のとおり決定することとします。

議 長            続きまして、案件第5号「委員の役員の選任について」を議案といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局            「案件第5号 委員の役員の選任について」説明いたします。甲賀市農業委員会規程第5条において、役員会の設置が定められており、農業委員会の総会の議事を円滑かつ公平に行うため、総会に諮る案件を事前に役員会で審議することとなっています。総会の開催日は、毎月10日を原則としており、概ね1週間前の毎月3日に役員会を開催し、審議いただいております。また、役員会のメンバーは、会長・副会長と会長が任命する者6名となっておりますので、6名の内1名は中立委員である船草委員にお願いをしたいと思います。残りの5名につきましては、副会長を含み担当する各区域から各1名を選任いただきますよう、ご協議のうえ、選任をお願いします。

議 長            それでは、委員の区域に分かれ協議をお願いします。役員が決まりましたら事務局へ報告をお願いします。

委 員 【地域ごとに協議】

議 長 それでは、役員会の委員について、事務局に報告させます。

事 務 局 【報告】水口地区 藤井委員、土山地区 中本委員、甲賀地区 緩利委員、甲南地区 福永委員、信楽地区 辻本委員となりました。

議 長 今、事務局から報告のあったとおり役員会の委員を決定することとしてよろしいか。

委 員 【異議なし】

議 長 只今、「異議なし」というお声をいただきましたので、以上のとおり決定することとします。

議 長 続きまして、案件第6号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を議案といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 ご説明いたします。農業委員会は、農地法などの関係法令に基づき、地域農業に大きな影響を与える重要な審査・調整を行っています。そのため、公正で透明性のある運営を確保することが何より重要です。この観点から、委員全員で法令順守の意識を改めて共有し、適正な職務遂行を徹底するため、本日「法令順守の申し合わせ決議」を提案するものです。それでは、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議案を朗読いたします。

【申し合わせ決議文読み上げ】

以上です。

議 長 今、事務局から説明があったことについて、ご意見、ご質問はありますか。

委 員 【異議なし】

議 長 ただ今、「異議なし」の声をいただきましたので、「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」決定することとします。

議 長 続きまして、案件第7号「滋賀県農業会議普通会员の指名について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ご説明いたします。滋賀県農業会議は、農業委員会に関する法律第42条第1項の規定に基づき設置されており、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等による農業委員会事務の効率・効果的な実施を目的としています。10ページの構成員①普通会员をご確認ください。農業会議の会員については、一般社団法人滋賀県農業会議

定款第6条第1項第1号の規定により、「県内の市町に置かれる農業委員会の会長または、当該農業委員会が指名した委員」と規定されております。これまでから、県内の市町は会長が就任されており、本市も同様としておりました。今期においても、会長を指名いただくことについて、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長       ただ今、事務局から説明がありましたが、私が一般社団法人滋賀県農業会議の普通会員となることについて、ご了解いただけますか。

委 員       【異議なし】

議 長       ただ今、「異議なし」の声をいただきましたので、私が一般社団法人滋賀県農業会議の普通会員を務めさせていただきます。  
案件は以上であります。

議 長       次に、議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局       農地利用最適化推進委員は、14ページの参考資料の「6. 主な業務」に記載のとおり、担当区域における申請案件の現地確認や農地利用の現地調査などを、農業委員の皆さまと連携しながら、農地利用の最適化を推進していただく役割を担います。農地利用最適化推進委員は、45区域のうち、44地区では各1名の推薦をいただき、1地区において2名の申込がありました。推薦及び応募していただいた方46名は、農地利用最適化推進委員候補者として、甲賀市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程に基づき、令和8年4月3日に評価委員会にて厳正な審査を実施いただきました。評価の結果は、「45名の候補者が、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、推進委員の業務を適切に行うことができる者である」と、評価委員長より、令和8年5月11日に開催された第34回総会において報告されております。農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17号の規定に基づき農業委員会が委嘱することとなっております。ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長       ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員       【異議なし】

議 長       ただ今、「異議なし」というお声をいただきましたので、議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員       【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案どおり可決いたしました。

なお、農地利用最適化推進委員については、本日 7 月 21 日の午後 2 時から委嘱状交付式を行いますので、委員の皆様のご出席をお願いいたします。

議 長 続きまして、事務局報告事項をお願いします。

事 務 局 机に「事務局報告資料一覧」を配布させていただいておりますのでご確認ください。

【農業委員会行事予定】

【農事改良組合長名簿】

【総会の日程について】

議 長 それではここで、総会全般について、ご意見、ご質問をお伺いいたします。

委 員 【異議なし】

議 長 ご質問等もございませんので、以上をもちまして、甲賀市農業委員会臨時総会を終了いたします。

事務局長 会長、ありがとうございました。皆様、長時間にわたり慎重審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして甲賀市農業委員会臨時総会を終了いたします。